

SRE-10-002 (J)

2010 年 6 月 7 日

指定原材料取引先様各位

ソニー株式会社

調達本部調達ビジネス推進部門

調達渉外部 統括部長 古城 真



グリーンパートナー環境品質認定合意書の指定原材料について

拝啓 貴社益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

平素は、弊社環境品質保証活動に多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社環境品質保証システムの一環として、部品お取引先様にて製造される製品・部品に使用される原材料の一部を、指定原材料と規定し、それらを供給いただく皆様に指定原材料グリーンパートナー環境品質認定お取引先様とさせていただいておりますが、今般、下記の通り、その範囲を変更いたしましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

－ 記 －

1. 指定原材料範囲変更

現在、「成形用樹脂、被覆線材、インキ、塗料」の 4 品種を指定原材料としておりますが、2010 年 8 月より、「再生樹脂材料、並びに被覆線材（コーティングワイヤー、マグネットワイヤを除く）」の 2 品種に変更致します。

2. 従来指定原材料として扱ってきた成形用樹脂（バージン材）、塗料、インキの 3 品種は推奨原材料として位置づけを変更致します。なお、グリーンブック及び JGPSSI データの公開にご協力いただいているお取引先様を推奨原材料お取引先様とさせていただきますのでご了承ください。

3. グリーンブック（原材料環境情報）については、今後も原材料お取引先様の負担軽減の為、一次お取引先様へデータを公開して参ります。引続き環境エビデンスのご提出にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

グリーンブックに登録頂いていないお取引先様に於いて、今後グリーンブックへご協力頂ける場合は、事務局（gps·qs·qts·gbook@jp.sony.com）までご連絡ください。

以上